

佐賀県告示第92号

騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準（平成4年佐賀県告示第399号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(別添の図面は省略し、佐賀県県民環境部<u>環境課</u>及び関係町役場において縦覧に供する。)</p>	<p>略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(別添の図面は省略し、佐賀県県民環境部<u>有明海再生・環境課</u>及び関係町役場において縦覧に供する。)</p>